

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】平成27年2月19日(2015.2.19)

【公開番号】特開2013-115588(P2013-115588A)  
 【公開日】平成25年6月10日(2013.6.10)  
 【年通号数】公開・登録公報2013-029  
 【出願番号】特願2011-259610(P2011-259610)  
 【国際特許分類】

H 0 4 N 1/46 (2006.01)

H 0 4 N 1/60 (2006.01)

G 0 6 T 1/00 (2006.01)

【F I】

H 0 4 N 1/46 Z

H 0 4 N 1/40 D

G 0 6 T 1/00 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月19日(2014.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を表す入力データに関連づけたプロファイルを利用して、前記プロファイルに対して出力デバイスと測色一致を狙った第1の出力プロファイルを格納すると共に、前記プロファイルを参考にして測色一致した色領域を制限しつつ出力デバイスの色域を利用して前記プロファイルの出力と見た目を近づけた色域マッピングを施した第2の出力プロファイルを格納する格納手段と、

前記第1の出力プロファイルまたは前記第2の出力プロファイルを選択する選択手段と、

前記入力データに関連づけたプロファイルと、前記選択手段で選択された前記色の特性を示す第1の出力プロファイルまたは第2の出力プロファイルとを用いて、前記入力データである色データを前記出力デバイスの色データへ色変換する色変換手段と、

を含む色処理装置。

【請求項2】

前記格納手段は、入力データに関連づけたプロファイルの基本色に対して出力デバイスに対応した前記基本色に1以上の特定色を追加した色による色の特性を示す第2の出力プロファイルを格納する請求項1記載の色処理装置。

【請求項3】

前記選択手段は、前記第1の出力プロファイル及び前記第2の出力プロファイルの各々による色域の大きさの差、または最低明度の差を求め、求めた色域の大きさの差、または最低明度の差の大きさが所定値より大きければ第2の出力プロファイルを選択する請求項1記載、または請求項2の色処理装置。

【請求項4】

前記選択手段は、前記出力デバイスに対応した前記第2の出力プロファイルによる色域の外郭上の最大彩度の色データが前記プロファイルの色域外になることで判断する請求項3記載の色処理装置。

## 【請求項 5】

前記色変換手段は、色域マッピング手段を含み、該色域マッピング手段は、前記プロファイルを参考にした色規則に従って、伸長、維持、または圧縮を利用して再現色を対応づける請求項 1～請求項 4 の何れか 1 項に記載の色処理装置。

## 【請求項 6】

前記色域マッピング手段は、予め定めた指定色領域に含まれるデバイス非依存データを維持する色規則を設定する請求項 5 記載の色処理装置。

## 【請求項 7】

前記予め定めた指定色領域は、人物の肌色領域である請求項 6 記載の色処理装置。

## 【請求項 8】

コンピュータを、

画像を表す入力データに関連づけたプロファイルを利用して、前記プロファイルに対して出力デバイスと測色一致を狙った第 1 の出力プロファイルとして格納すると共に、前記プロファイルを参考にして測色一致した色領域を制限しつつ出力デバイスの色域を利用して前記プロファイルの出力と見た目を近づけた色域マッピングを施した第 2 の出力プロファイルを格納する格納手段から、前記第 1 の出力プロファイルまたは前記第 2 の出力プロファイルを選択する選択手段と、

前記入力データに関連づけたプロファイルと、前記選択手段で選択された前記色の特性を示す第 1 の出力プロファイルまたは第 2 の出力プロファイルとを用いて、前記入力データである色データを前記出力デバイスの色データへ色変換する色変換手段と、

として機能させるための色処理プログラム。

## 【請求項 9】

コンピュータを、請求項 1～請求項 7 の何れか 1 項記載の色処理装置を構成する各手段として機能させるための色処理プログラム。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項 4 記載の発明は、請求項 3 記載の色処理装置において、前記選択手段は、前記出力デバイスに対応した前記第 2 の出力プロファイルによる色域の外郭上の最大彩度の色データが前記プロファイルの色域外になることで判断する。

## 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項 9 記載の発明に係る色処理プログラムは、コンピュータを、請求項 1～請求項 7 の何れか 1 項記載の色処理装置を構成する各手段として機能させる。